

2023年9月

商号等: アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会: 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

企業の人権対応調査方法

本調査対象は、米国国際労働局¹と Global Slavery Index² によって指定された人権リスクの高い25種のコモディティ(図表1)と関連するセクターを基に、該当する日

本企業72社をMSCI Japan 指数の構成銘柄から選定した。企業の人権に関する開示情報は、主に統合報告書やサステナビリティレポート、ウェブサイトなどで確認した。

図表1 高リスクのコモディティ25種

ゴールド	石炭	ココア	米	コットン
ダイヤモンド	ホルノグラフィ	サトウキビ	エビ	繊維
レンガ	電子機器	コーヒー	紅茶	装飾繊維
石材	ゴム	牛	ナッツ	衣料品
木材	パーム油	魚	たばこ	カーペット

(出所)米国国際労働局「List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor」および Global Slavery Index データから当社作成

また、本調査では、グローバルで展開する日本企業の多くが今後開示を要請されるとみられる欧州の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)³に基づき、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が策定している欧州サステナビリティ報告基準の草案をベンチマークとし、図表2の通り16項目を選定した。

図表2 人権評価16の評価項目

テーマ	評価項目	テーマ	評価項目
人権方針	①国際基準に準拠した人権方針の開示がある(国連ビジネスと人権に関する指導原則、国際人権章典、OECD多国籍企業ガイドライン、ILO中核的労働基準)	サプライヤー行動規範	サプライヤー行動規範が策定され、差別の撤廃、児童労働および強制労働の禁止、結社・団体交渉の自由について開示がある
	②児童労働、強制労働、人身取引の禁止について開示がある	サプライヤー評価・調達	①人権・労働を含む基準におけるサプライヤー評価について開示がある
	③ハラスメント、平等機会の追求、D&I推進などを含む差別の撤廃について開示がある		②人権・労働を含む基準におけるサプライヤー監査(内部監査または外部監査)について開示がある
	④結社の自由と団体の交渉権について開示がある		③責任ある調達方針またはガイドラインの開示がある(パーム油/コットン/レザー/シーフード/木材/紛争鉱物など)
内部通報制度	社内向けの通報制度について開示がある		④持続可能な認証制度の取得について開示がある(パーム油/コットン/レザー/シーフード/木材/紛争鉱物など)
人権デューデリジェンス	①人権DDのプロセスについて開示がある	苦情処理メカニズム	社外向けの苦情処理メカニズムについて開示がある
	②人権DDの結果について開示がある	先住民の権利	先住民の人権尊重について開示がある
	③是正・救済措置について対応件数・内容や必要に応じてリスク軽減計画の開示がある	消費者・エンドユーザーの権利	消費者・エンドユーザーの人権尊重について開示がある

(出所) 欧州財務報告諮問グループ(EFRAG),「ESRS S1 Own workforce」「ESRS S2 Workers in the value chain」「ESRS S3 Affected communities」「ESRS S4 Consumers and end-users」各草案を参考に当社作成

¹ 米国国際労働局は、「List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor」において、児童労働や強制労働によって生産されると指摘されているコモディティをリストアップし公開している。
² Global Slavery Index は、G20 諸国の企業や政府が、児童労働、強制労働、人身売買などの現代奴隷のリスクにさらされた製品を輸入しているかを調査している。
³ 欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、EU で法制化された企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に基づき、EU のサステナビリティ情報開示基準である「欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)」を策定している。なお、2023年7月31日に、欧州委員会が、「欧州サステナビリティ報告基準」の最終委任法を採択しており、欧州議会およびEU理事会による2カ月間の審議後、両会で可決されれば、同委任法は2024年1月1日から適用される。

※上記の表・グラフは過去の実績であり、将来の市場動向を示唆、保証するものではありません。
 ※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

2023年9月

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

図表2は、本調査で用いた全16項目の評価内容である。欧州サステナビリティ報告基準の草案における「社会」に関する項目では、「自社の労働者」「バリューチェーンにおける労働者」「影響を受けるコミュニティ」「消費者およびエンドユーザー」の4側面から企業に開示を求める構成となっている。今回の16項目は、それらの各開示基準案から、バリューチェーンの人権対応について、現段階で当社が投資家として注目する項目を選定し

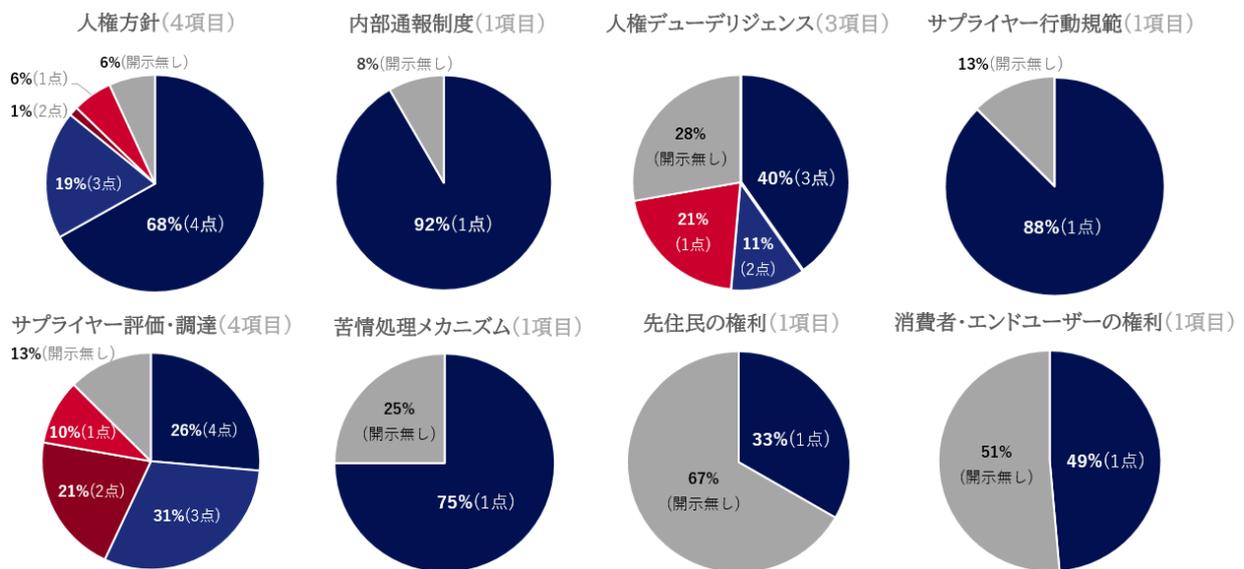
た。評価の主な視点は、①人権方針が策定されているか、②通報窓口があるか、③人権デューデリジェンスを実施しているか、④サプライヤー行動規範を提示しているか、⑤サプライヤー評価・監査を実施しているか、⑥サプライチェーンにおける通報・是正措置があるか、⑦先住民の権利を尊重しているか、⑧消費者・エンドユーザーの権利を尊重しているか、である。

人権対応状況調査結果

図表3に調査結果を示した。人権方針については比較的開示が進んでおり、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則⁴」や「国際人権章典⁵」などを参考として、児童労働や強制労働の禁止、ハラスメントの防止や結社の自由などについて考え方を示す企業が過半数であった。一方で、人権対応において根幹となる方針の策定を確認できなかった企業が数社あった。

また、サプライヤー企業に対する人権対応への取組みは比較的進んでいることが分かった。社内外の通報・相談窓口に関しても、取組みを開示している企業が過半数に及んでいる。他方、先住民や消費者・エンドユーザーなど、サプライヤー企業以外のステークホルダーに対する人権対応については取組みの開示が半数に満たなかった。

図表3 72社の人権評価結果まとめ



※各テーマの評価項目数に応じて、開示があればそれぞれ1点として評価した。※小数点以下四捨五入 (出所)当社作成

⁴ 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」は、企業が人権を尊重するための枠組みを提供する、国際的に広く認知されているガイドラインの一つで、2011年に国連人権理事会によって承認された。この指導原則は、ジョン・ラギーによって提案され、企業の人権に対する責任を明確にすることを目的としている。

⁵ 国際人権章典は、「世界人権宣言」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的、政治的権利に関する国際規約」を合わせた総称で、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的な権利を対象とし、人権及び自由の共通の規範を定めている。

※上記の表・グラフは過去の実績であり、将来の市場動向を示唆、保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

2023年9月

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

図表4は、セクター別の調査結果である。サンプル企業数の少なさに留意する必要があるが、その傾向を見ると「生活必需品」「商社」「食品/飲料・たばこ」セクターの開

示は全体的に平均よりも進んでいる。一方で、「レジャー用品・設備」「情報技術機器」セクターの開示は相対的に遅れている。

図表4 セクター別調査結果

評価項目数	4	1	3	1	4	1	1	1	
セクター分類	企業数 (72社)	人権方針	内部通報制度	人権デューデリ ジェンス	サプライヤー 行動規範	サプライヤー 評価・調達	苦情処理 メカニズム	先住民の権利	消費者・エンド ユーザーの権利
生活必需品	5	3.6	0.8	2.8	1.0	4.0	0.8	0.8	0.8
商社	6	4.0	1.0	1.8	1.0	3.5	0.8	0.8	0.3
食品/飲料・たばこ	10	3.6	0.8	2.4	0.9	3.3	0.8	0.4	0.8
資材	4	3.3	1.0	2.0	1.0	2.5	1.0	0.3	0.8
電子機器	5	3.8	1.0	1.8	0.8	2.8	0.6	0.0	0.4
自動車・関連部品	13	3.5	1.0	1.5	0.9	2.2	0.8	0.2	0.4
アパレル・小売	5	3.0	0.8	1.8	0.8	2.2	0.6	0.4	0.6
金属・鉱業	3	3.7	1.0	1.0	0.7	1.0	1.0	0.7	0.0
情報技術機器	18	3.3	0.9	1.1	0.8	2.1	0.7	0.1	0.4
レジャー用品・設備	3	1.3	0.7	0.3	0.7	0.7	0.3	0.3	0.3
平均値		3.4	0.9	1.6	0.9	2.5	0.8	0.3	0.5

※平均値超過は青色で、平均値未満は赤色で網掛けしている。

※セクター分類は GICS分類を基に産業特性を考慮して当社で一部のセクターを統合した。

(出所)当社作成

まとめ

今回、調達過程において人権リスクが高いコモディティが事業活動に関連するとみられる72社について、バリューチェーンでの人権対応の取組み状況を調査した。結果から、全体的に開示が進んでいる企業もある一方、方針すら掲げていない企業も数社確認された。また、サプライヤー以外のステークホルダーに対する人権対応においては取組みの開示が全体的に少なく、日本企業の課題が浮き彫りとなった。

自社およびバリューチェーン全体の人権課題と真摯に向き合うことは、サプライチェーンのレジリエンスを高める観点からも、中長期的な企業価値向上に向けたサステナビリティ経営の基本と考えられる。例えば、サプライヤー企業において人権侵害が発覚した場合、取引停止は働きか

けによって改善が見られなかった場合の最終選択肢として考えるべきで、責任を持って問題の是正に向けた働きかけをすべきである。

企業がビジネスを展開するうえで影響を与えるステークホルダーに対する、人権対応などの社会的責任をどのように全うしているのか、その取組み方針や対応状況は、当社が投資先の中長期的な企業価値を考えるうえで重要な要素である。

自社の目指す姿やビジネスモデルに沿った取組み方針を打ち出し、体制を整えたうえで、バリューチェーン全体の人権対応が未だに不十分な企業は取組みの高度化が期待される。

※上記の表・グラフは過去の実績であり、将来の市場動向を示唆、保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

2023年9月

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

【指数の著作権】

MSCI Japan 指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

【GICSについて】

The Global Industry Classification Standard (“GICS”) was developed by and is the exclusive property and a service mark of MSCI Inc. (“MSCI”) and S&P Global Market Intelligence (“S&P”) and is licensed for use by [Licensee]. Neither MSCI, S&P, nor any other party involved in making or compiling the GICS or any GICS classifications makes any express or implied warranties or representations with respect to such standard or classification (or the results to be obtained by the use thereof), and all such parties hereby expressly disclaim all warranties of originality, accuracy, completeness, merchantability and fitness for a particular purpose with respect to any of such standard or classification. Without limiting any of the foregoing, in no event shall MSCI, S&P, any of their affiliates or any third party involved in making or compiling the GICS or any GICS classifications have any liability for any direct, indirect, special, punitive, consequential or any other damages (including lost profits) even if notified of the possibility of such damages.

筆者略歴

高橋 龍生(たかはし りゅうせい) アナリスト
運用本部 スチュワードシップ推進グループ

2022年11月アセットマネジメントOne株式会社に入社。エンゲージメントと議決権行使業務を担当。当社入社以前は、日興リサーチセンター株式会社(SMBC 日興証券株式会社から出向)にて、ESGリサーチ業務に3年間従事。

2023年9月

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

【投資信託に係るリスクと費用】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（リート）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限 3.85%（税込）*

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合があります。あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限 0.5%*

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限年率 2.09%（税込）*

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

2023年9月

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

【ご注意事項】

- ・ 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- ・ 当資料は情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- ・ 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をします
ので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投
資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込
むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異
なります。
- ・ 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の
完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用
成果を保証するものではありません。
- ・ 当資料における内容は作成時点（2023年9月29日）のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- ・ 投資信託は
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではあり
ません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 購入金額については元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担するこ
ととなります。